

議第106号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市道路附属物自転車等駐車場条例

第1条中「本市が」の右に「道路法第2条第2項に規定する」を加え、「駐車場の」を「駐車場で」に改め、「駐車料金（以下「料金」という。）の徴収」を「駐車の用に供するもの（以下「自転車等駐車場」という。）の供用」に改める。

第2条の見出し中「駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同条中「前条に規定する駐車場で料金を徴収するもの（以下「駐車場」という。）」を「自転車等駐車場」に改める。

第7条を第13条とする。

第6条の見出し中「料金」を「利用料金等」に改め、同条本文中「既納の料金」を「既に支払われた利用料金（山科駅自転車等駐車場にあっては、既納の駐車料金）」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用料金等の減免）

第11条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、自転車等駐車場の利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、山科駅自転車等駐車場の駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(自転車等の移動、保管等)

第12条 指定管理者は、第6条本文に規定する期間を超えて継続して自転車等駐車場に駐車する自転車等(第9条第1項に規定する定期駐車券により駐車させるものを除く。)があるときは、これを市長が適当と認める場所に移動し、保管することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、その利用者に対し、当該自転車等を返還するよう努めるものとする。

3 第1項の規定により保管されている自転車等の返還を受けようとする者は、指定管理者に対し、当該自転車等の移動及び保管に要した実費を支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定期駐車券」を「自転車等駐車場に係る定期駐車券」に改め、「者は」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「別に定める料金を納入しなければ」を「指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 山科駅自転車等駐車場に係る定期駐車券の交付を受けようとする者は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める駐車料金を納入しなければならない。

第5条を第9条とする。

第4条第1項中「市長」を「指定管理者(山科駅自転車等駐車場にあつては、市長。次条第1項において同じ。)」に改め、同条第2項中「回数券」を

「山科駅自転車等駐車場に係る回数券」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自転車等駐車場に係る回数券又は前払式駐車券の交付を受けようとする者は、指定管理者に対し、その券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

第4条を第8条とする。

第3条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条中「駐車場」を「山科駅自転車等駐車場」に、「第5条第1項」を「第9条第1項」に、「別表第2」を「前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に、「料金」を「駐車料金」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

自転車等駐車場（京都市山科駅自転車等駐車場（以下「山科駅自転車等駐車場」という。）を除く。次条第2項、第9条第3項及び第11条第1項において同じ。）に自転車等を駐車させる者（次条第1項に規定する回数券若しくは前払式駐車券又は第9条第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 自転車 1日（別に定める入退場時間（自転車等を自転車等駐車場に入場させ、又は自転車等駐車場から退場させることができる時間をいう。）をいう。次号において同じ。）1回につき150円

- (2) 原動機付自転車 1日1回につき250円

第3条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 自転車等駐車場の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車等駐車場の供用に係る業務
- (2) 自転車等駐車場の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間等)

第4条 自転車等駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 自転車等駐車場に駐車させることができる自転車等は、別表第2のとおりとする。

(利用制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自転車等駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用期間)

第6条 自転車等駐車場に自転車等を駐車させる者（第9条第1項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。）は、別に定める期間を超えて継続して自転車等駐車場に自転車等を駐車させることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1京都市出町駐車場の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区 分		駐車させることができる自転車等
(1)	京都市国際会館駅自転車等駐車場，京都市西大路御池駅自転車等駐車場，京都市山科駅自転車等駐車場，京都市御陵駅北自転車等駐車場，京都市小野駅自転車等駐車場，京都市桂川駅東自転車等駐車場，京都市桂川駅西自転車等駐車場，京都市太秦天神川駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場	自転車及び原動機付自転車
(2)	京都市松ヶ崎駅自転車駐車場，京都市東野駅自転車駐車場，京都市御陵駅南自転車駐車場，京都市柳辻駅自転車駐車場，京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場，京都市桂駅東口自転車駐車場及び京都市醍醐駅自転車駐車場	自 転 車

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成23年4月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 本市が道路の附属物として設置する駐車場で自転車及び原動機付自転車の駐車の用に供するもの（以下「自転車等駐車場」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に自転車等駐車場の管理を行わせるために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例第4条第1項の規定により発行した回数券及び前払式駐車券は，同日以後においても使用することができる。

(関係条例の一部改正)

- 4 京都市駐車場基金条例の一部を次のように改正する。
第2条第1号イを次のように改める。

イ 京都市道路附属物自転車等駐車場条例

提案理由

指定管理者に本市が道路の附属物として設置する自転車等の駐車のために供する駐車場の管理を行わせるために必要な事項を定める等の必要があるので提案する。